

会員資格に関する規程

一般社団法人粉体工学会

1. 目的

この規程は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）の定款第6条の(1)で規定される個人会員のうち、「その他理事会が適当と認めた個人」の基準を定めるものである。

2. 「その他理事会が適当と認めた個人」に該当する個人会員

- 1) 維持会員、賛助会員または事業所会員から移籍したが、引続き粉体工学会の目的に賛同する個人。
- 2) 粉体工学を支える顕著な活動を続けていると理事会が認めた個人。
- 3) 学生会員から継続して会員の資格を希望する個人。

(附則)

この規程は、理事会の承認を得て、平成30年1月4日から発効する。

(付記)

平成30年2月17日 制定（理事会承認）